

平成30年度版

選手強化事業費補助金事務マニュアル

【競技団体関係】

- ・ 競技力向上支援事業
- ・ アドバイザーコーチ招聘事業
- ・ トップチーム支援事業
- ・ トップアスリート支援事業
- ・ トップコーチ活動支援事業
- ・ メダリスト育成・強化事業
- ・ いわてスポーツアカデミー支援事業
- ・ 競技団体組織マネジメント支援事業

【指定校・指定クラブ関係】

- ・ 強化指定クラブ等支援事業

公益財団法人 岩手県体育協会

I 共通事項

1 事業実施期間

事業は、交付決定日に始まり、当該年度の3月31日に終わるものとする。

2 会計処理に関すること

- (1) 書類は、岩手県体育協会に提出すること。
- (2) 書類の提出は余裕をもって行うこと。
- (3) 領収書等証拠書類は大切に保管すること。
- (4) 受領印は必ず本人からもらうこと。
- (5) 補助事業に係る書類は事業完了後5年間保管すること。
- (6) 補助金の執行に当たっては、経済的かつ効率的に執行すること。
- (7) 領収書の宛名は、各事業の補助金申請者の名前（各競技団体・指定クラブ等名）と合致すること

II 補助事業

1 補助対象事業一覧

No.	事業名	事業内容	補助対象経費
1	競技力向上支援事業	国体候補選手等を対象とした、各競技団体が計画する強化練習会や各種大会参加等の競技力向上事業に要する経費 ○補助事業内容 ・強化練習会（県内外で行う練習会、合宿、強化試合等） ・県外チーム招聘（強化練習会に招聘する県外チーム） ・各種大会 ・外部指導者招聘（アドバイザーコーチ等） ・各種研修会・講習会 ○補助対象者 ・選手 ・各競技団体指導者 ・その他スタッフ ・招聘チーム選手・スタッフ ・外部指導者（アドバイザーコーチ等）	・宿泊費 ・交通費 ・会場使用料 ・傷害保険料掛金 ・大会参加費 ・外部指導者謝金 ・研修会・講習会受講料 ・その他経費
2	アドバイザーコーチ招聘事業	各競技団体で行う強化練習会等にアドバイザーコーチを招聘し、競技力向上を図る事業に要する経費 ○補助事業内容 ・強化練習会（県内外で行う練習会、合宿、強化試合等） ・各種大会 ○補助対象者 ・アドバイザーコーチ ・当該事業に参加する選手・指導者等	・宿泊費 ・交通費 ・会場使用料 ・傷害保険料掛金 ・外部指導者謝金 ・その他経費
3	JOCトップチーム支援事業	小・中学生を対象にJOCジュニアオリンピックカップ出場に要する経費 ○補助事業内容 ・JOCジュニアオリンピックカップ ○補助対象者 ・JOCジュニアオリンピックカップに出場する選手及び指導者	・宿泊費 ・交通費

No.	事業名	事業内容	補助対象経費
4	トップアスリート 支援事業	日本代表及び日本代表候補選手のうち、公益財団法人岩手県体育協会が指定した選手を対象に、遠征費や強化活動に要する経費 ○補助事業内容 ・各種大会・遠征 ・強化活動 ○補助対象者 ・選手 ・スタッフ等	・宿泊費 ・交通費 ・会場使用料 ・傷害保険料掛金 ・大会参加費 ・その他経費
5	トップコーチ活動 支援事業	公益財団法人岩手県体育協会が認定する指導者の指導技術向上に関する研修等に要する経費 ○補助事業内容 ・各種研修等 ○補助対象者 ・公益財団法人岩手県体育協会からトップコーチの認定を受けた指導者	・宿泊費 ・交通費 ・傷害保険料掛金 ・研修会・講習会受講料 ・その他経費
6	強化指定クラブ等 支援事業	岩手県体育協会が指定する強化指定クラブ等が実施する強化練習会や各種大会参加等の競技力向上事業に要する経費 ○補助事業内容 ・強化練習会（県内外で行う練習会、合宿、強化試合等） ・県外チーム招聘（強化練習会に招聘する県外チーム） ・各種大会 ・外部指導者招聘（アドバイザーコーチ等） ○補助対象者 ・選手 ・指導者 ・その他スタッフ ・招聘チーム選手・スタッフ ・外部指導者（アドバイザーコーチ等）	・宿泊費 ・交通費 ・会場使用料 ・傷害保険料掛金 ・大会参加費 ・外部指導者謝金 ・研修会・講習会受講料 ・その他経費
7	メダリスト 育成・強化事業	本県の中学生・高校生等のうち、年代別の世界トップレベルにある選手で公益財団法人岩手県体育協会が指定した選手を対象に、公益財団法人岩手県体育協会が指定する選手の遠征費や強化活動費に要する経費 ○補助事業内容 ・海外遠征・国内遠征等 ○補助対象者 ・公益財団法人岩手県体育協会が指定するメダリスト強化選手、コーチ、スタッフ等	・宿泊費 ・交通費 ・会場使用料 ・傷害保険料掛金 ・海外旅行保険料掛金 ・大会参加費 ・渡航に係る経費 ・その他経費
8	いわて スポーツアカデミー 支援事業	過去10年間にオリンピック選手を輩出、または「メダリスト強化選手」がいる競技団体、オリンピック輩出の可能性が高い競技等の団体について公益財団法人岩手県体育協会が指定する『スポーツアカデミー』を対象にジュニア層の選手育成・強化する事業に要する経費 ○補助事業内容 ・中央コーチの招聘、国内遠征費補助 ○補助対象者 公益財団法人岩手県体育協会が指定する『スポーツアカデミー』競技の選手、監督、コーチ、スタッフ等	・宿泊費 ・交通費 ・会場使用料 ・生涯保険料掛金 ・大会参加費 ・その他経費

No.	事業名	事業内容	補助対象経費
9	競技団体組織 マネジメント支援事業	<p>公益財団法人岩手県体育協会が競技団体を対象にガバナンス強化に係る研修会等を実施する際の開催に要する経費及び、競技団体がガバナンス強化を目的に団体の経営・運営を担う人材を中央競技団体が主催する研修会派遣や先進県事例調査派遣等に要する経費</p> <p>○補助事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公益財団法人岩手県体育協会が競技団体を対象に開催する研修会 ・中央競技団体が開催する研修会の受講 ・先進県事例調査 等 <p>○補助対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・競技団体の経営・運営を担う人材または今後団体経営を担う人材（理事長、事務局長、強化責任者等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊費 ・交通費 ・研修会受講料 ・会場使用料 ・講師謝金 ・その他経費

2 補助対象経費

(1) 宿泊費

ア 宿泊を伴う補助事業において、1泊8,000円を上限額とした宿泊料金の実費額とする。

※大会参加の際に主催者が斡旋する宿泊、海外遠征及びアドバイザー・コーチ招聘事業については実費額とすること。

なお、宿泊領収書は、利用期間、利用人数、宿泊単価、食事提供の有無等詳細が記載されたものを提出すること。

イ 食事の提供がない施設に宿泊した場合、朝食・夕食に限り、食費として1食あたり1,100円を上限額とした実費を宿泊料金に加算することができる。その場合であっても宿泊費の補助上限額は8,000円とする。

なお、食事等の購入に係る証拠書類は、商品名や個々の食事単価等詳細が記載された領収書またはレシートとする。

ウ 合宿所等を利用した場合に係る経費（施設利用料、光熱水費、寝具レンタル代、寝具クリーニング代等）については宿泊費として認めること。

(2) 交通費

ア 移動に要する経費として、鉄道賃、航空賃、船賃、車借上料の実費額とすること。

イ 鉄道賃は、出発地の最寄り駅から補助事業を行う会場地最寄り駅までの往復に要する運賃、特急・急行料金とすること。

なお、片道600kmを超える場合は乗車券の往復割引を、また学生にあっては学生割引（団体割引が利用可能な場合は団体割引）を利用すること。

ウ 特急・急行料金は、特急・急行列車が運行する路線において、特急は100km以上、急行は50km以上移動する場合に補助対象とすること。（アドバイザー・コーチは除く）

エ 新幹線特急料金は、100km以上の場合座席指定料金とする。なお、新幹線特急料金は、やまびこ、はやて（こだま、ひかり）の利用料金とする。

オ 航空機、船舶の利用は、他の交通機関を利用した場合と比較し、経済的かつ効率的な執行となる場合に限り、補助金対象経費として認める。

カ 車借上料は、借上バス、レンタカーを借上げて移動する場合に要する借上料、燃料費、有料道

路料金及び駐車場料金とすること。

キ その他の交通機関を利用しなければならない場合は事前に岩手県体育協会と協議すること。

(3) 会場使用料

使用する施設及び付随する設備の使用料金、光熱水費等について実費額とすること。

(4) 謝金

ア 補助事業に招聘する指導者等に対する謝金について、1 時間あたり 7,600 円を上限額とすること。

イ 謝金の支給時間の計算は、移動や休憩の時間等は含まないものとする。

ウ 謝金の支給時間に 30 分未満の端数が生じたときは、その端数について 1 時間当たりの額の 2 分の 1 とすること。

エ アドバイザリーコーチ等と契約し、謝金単価が別に定められているなど、特別な事情がある場合は事前に岩手県体育協会と協議すること。

(5) 傷害保険料掛金及び海外旅行保険料掛金

補助事業に参加する選手、指導者等に対する保険加入の掛金について実費額とすること。

(6) 大会参加費

選手強化事業の一貫として参加する大会の参加料（個人・団体）について実費額とすること。

(7) 講習会等受講料

講習会等に参加する場合、参加費・受講料等の実費額とすること。

(8) その他経費

下記経費について実費額とすること。

① ヨット・カヌー・ボート・競技馬の輸送費

② スキー競技におけるリフト代

③ クレー射撃競技におけるクレー代、装弾代

④ ライフル射撃競技における装弾代

⑤ ボウリング競技におけるゲーム代

⑥ スポーツ医・科学サポートに要する消耗品代（テーピング・コールドスプレー・氷等、アスレチックトレーナーが必要と認める消耗品）

⑦ ①～⑥以外に必要な補助対象経費がある場合は、事前に文書により岩手県体育協会と協議すること。

Ⅲ 各種手続き

1 事務処理の流れ

(1) 競技力向上支援事業、アドバイザー・コーチ招聘事業関係

【競技団体】	【岩手県体育協会】	時期	提出書類
<p>①補助金の申請</p> <p>年間事業計画の作成</p> <p>↓</p> <p>補助金交付申請書の作成</p>	<p>補助金交付決定</p>	<p>3月下旬</p> <p>4月1日以降</p>	<p>様式第1号 様式第2号 様式第3号</p>
<p>②補助金変更申請</p> <p>補助金変更承認申請書作成</p>	<p>補助金交付(変更)決定</p>	<p>随時</p>	<p>様式第4号 様式第5号</p>
<p>③補助金請求</p> <p>補助金請求書作成</p>	<p>補助金送金</p>	<p>毎月</p>	<p>様式第12号 様式第13号</p>
<p>④事業の実施・報告</p> <p>事業実施計画書の作成</p> <p>事業実施報告書の作成</p>	<p>内容確認</p> <p>内容確認</p>	<p>事業実施前 2週間</p> <p>事業実施後 2週間</p>	<p>様式第8号 様式第9号 様式第10号 (外部指導者招聘の場合)</p> <p>様式第11号 様式第9号 証拠書類</p>
<p>⑤補助金精算</p> <p>補助金事業完了報告書の作成</p>	<p>補助金の精算・確定</p>	<p>事業完了2週間後 又は3月末日の いずれか早い方</p>	<p>様式第6号 様式第7号</p>

(2) JOC トップチーム支援事業、トップアスリート支援事業、トップコーチ活動支援事業、強化指定クラブ等支援事業、メダリスト選手育成・強化事業、スポーツアカデミー支援事業、競技団体組織マネジメント支援事業関係

【競技団体】 【強化指定クラブ等】	【岩手県体育協会】	時期	提出書類
<p>①補助金の申請</p> <p>補助金交付申請書の作成 事業実施計画書の作成</p>	<p>補助金交付決定</p>	<p>事業実施前 2週間</p>	<p>様式第2号 様式第3号 様式第8号 様式第9号 様式第10号 (外部指導者招聘の場合)</p>
<p>②補助金変更申請</p> <p>補助金変更承認申請書作成</p>	<p>補助金交付(変更)決定</p>	<p>随時</p>	<p>様式第4号 様式第5号 様式第8号 様式第9号</p>
<p>③補助金請求</p> <p>補助金請求書作成</p>	<p>補助金送金</p>	<p>随時</p>	<p>様式第12号 様式第13号(事業を 数回に分けて実施する 場合)</p>
<p>④補助金精算</p> <p>補助金事業完了報告書の作成 事業実施報告書の作成</p>	<p>補助金の精算・確定</p>	<p>事業実施後 2週間</p>	<p>様式第6号 様式第7号 様式第11号 様式第9号 証拠書類</p>

2 事務手続き

(1) 競技力向上支援事業、アドバイザーコーチ招聘事業関係

ア 補助金の交付申請をするとき

- 提出時期
年度当初または、補助事業実施前まで
- 提出書類
 - ・国民体育大会選手強化事業年間計画書（様式第1号）
 - ・国民体育大会選手強化事業費補助金交付申請書（様式第2号）
 - ・収支予算書（様式第3号）

イ 補助金の変更交付申請をするとき

- 提出時期
補助金の追加配分があったとき
- 提出書類
 - ・国民体育大会選手強化事業費補助金変更承認申請書（様式第4号）
 - ・収支予算書（変更）（様式第5号）

ウ 補助金の請求をするとき

- 提出時期
翌月事業に係る概算払請求にあっては毎月15日（4月分にあつては4月15日まで）
※原則、概算請求は1月単位。精算払請求の場合は随時。
- 提出書類
 - ・国民体育大会選手強化事業費補助金概算払請求書（様式第12号）
 - ・資金計画書（様式第13号）

エ 強化事業を実施するとき（事業実施前）

- 提出時期
補助事業実施の2週間前まで
- 提出書類
 - ・国民体育大会選手強化事業実施計画書（様式第8号）
 - ・参加者名簿兼経費内訳書（様式第9号）
 - ・外部指導者経歴書（様式第10号）※外部指導者（アドバイザーコーチ）を招聘する場合

オ 強化事業を実施したとき（事業実施後）

- 提出時期
補助事業実施後2週間以内
- 提出書類
 - ・国民体育大会選手強化事業実施報告書（様式第11号）
 - ・参加者名簿兼経費内訳書（様式第9号）
 - ・領収書等証拠書類

カ 補助金の精算をするとき

- 提出時期
すべての補助事業終了後（事業終了後2週間以内または年度末日のいずれか早い方）
- 提出書類
 - ・国民体育大会選手強化事業費補助金事業完了報告書（様式第6号）
 - ・収支精算書（様式第7号）

(2)JOC トップチーム支援事業、トップアスリート支援事業、トップコーチ支援事業、
強化指定クラブ等支援事業、メダリスト選手育成・強化事業、スポーツアカデミー支援事業、
競技団体組織マネジメント支援事業関係

ア 補助金の交付申請をするとき

○提出時期

補助事業実施 2 週間前まで

○提出書類

- ・(各事業) 補助金交付申請書(様式第2号)
- ・収支予算書(様式第3号)
- ・(各事業) 事業実施計画書(様式第8号)
- ・参加者名簿兼経費内訳書(様式第9号)
- ・外部指導者経歴書(様式第10号) ※外部指導者(アドバイザー・コーチ)を招聘する場合

イ 補助金の変更交付申請をするとき

○提出時期

申請金額に変更が生じたとき

○提出書類

- ・(各事業) 補助金変更承認申請書(様式第4号)
- ・収支予算書(変更)(様式第5号)
- ・(各事業) 事業実施計画書(様式第8号)
- ・参加者名簿兼経費内訳書(様式第9号)

ウ 補助金の請求をするとき

○提出時期

随時(補助金交付申請日以降)

○提出書類

- ・(各事業) 補助金概算払請求書(様式第12号)
- ※事業が複数回にわたる場合は資金計画書(様式第13号)を添付すること

エ 補助金の精算をするとき

○提出時期

補助事業実施後2週間以内または年度末日のいずれか早い方

○提出書類

- ・(各事業) 補助金事業完了報告書(様式第6号)
- ・収支精算書(様式第7号)
- ・(各事業) 事業実施報告書(様式第11号)
- ・参加者名簿兼経費内訳書(様式第9号)
- ・領収書等証拠書類

○書類の提出先

住所 〒020-0133 盛岡市青山4-13-30

公益財団法人 岩手県体育協会

電話 019-648-0400 ファックス 019-648-1600

○補助金様式ダウンロード

公益財団法人 岩手県体育協会ホームページ「様式ダウンロード」

URL <http://iwate-sports.or.jp/download/index.html>